

入札監理小委員会の審議結果報告

国有林の間伐等事業

農林水産省（林野庁）の国有林の間伐等事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

○ 本事業は、国有林の間伐と路網整備、複層林へ誘導する伐採後の地拵え、苗木の植付等の業務を行うものであり、平成 23 年度から市場化テストを実施し今期で 9 回目。

なお、事業箇所は、複数年契約により効率的な事業実施が可能となる一定のまとまりのある規模で、地域の民間事業者の受注実績等を勘案し、競争が見込める箇所を選定している。また、事業期間は、業務量等を勘案し、森林管理署毎に 1 年を超える期間の契約とする。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

○ 今回の実施要項案に対して盛り込むべき意見はなかったが、次期事業の評価における改善点等について意見があり、以下のとおりの対応を検討している。

【サービスの質の設定、生産性の向上に対する評価について】

生産性の評価に関して、以前にも指摘しているように、今掲げている評価の基準は、曖昧なもののように見受けられるので、もう少し統一性を持った具体的でわかりやすい評価基準に見直す必要があるのではないか。

【対応】

意見を踏まえ検討し、来年度審議予定の事業評価において対応していきたい。

3. 今回の主な修正変更について

総合評価における評価基準として以下の項目について、今回あらたに追加しているが、そのことによって競争性確保の阻害要因とならないか。（資料 D-2：13, 25, 26 頁）

① 林業労働力の確保や林業事業者の育成が課題となっている中、「企業の信頼性」において、雇用形態、労働福祉の状況、林業経営体登録についての項目を追加。

② 事業の計画や実行管理等について、新たな技術（林内路網設計ソフト、作業日報管理ソフトなど）が進展・普及しつつある中、継続的かつ総合的な育成プログラムに参加している技術者を抱える入札参加者を評価するため、「配置予定技術者等の能力」において、CPD実施についての項目を追加。

③ 森林における獣害（植栽木のシカ被害等）が課題となり、関係機関（地公体の鳥獣、林務部局、国有林、狩猟団体、林業関係事業者等）が連携した対応が必要となっていることを踏まえ、「地域への貢献」において、有害鳥獣対策への協力実績の有無についての

項目を追加。

④森林経営管理法の成立（都道府知事が「意欲と能力のある林業経営体」を選定等）を踏まえ、また、これまで民有林主体で事業を行ってきた（国有林での実績に乏しい）事業体を積極的に評価するため、「地域への貢献」において、民有林での森林経営計画の認定実績や作業実績についての項目を追加。

4. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項案の修正に至る意見はなかったが、以下の点について要望があり、林野庁としても検討及び対応する旨回答があった。

- ・ 入札に参加する際に提出する資格確認申請書等について、多岐にわたるよう見受けられることから、入札に参加を希望する事業者の負担軽減につながるよう、今後より一層、当申請書類の簡素化や軽減をはかってほしい。

【対応】

意見を踏まえ検討し、次回以降、前向きに対応してまいりたい。

- ・ 前期事業の入札において、静岡と島根で不落随契となった経験を踏まえ、今後同じようなことがおこらないよう、実施要項の見直し等はしていないのか。

【対応】

実施要項の見直しはしていないが、どちらかという今回の要因は、実施箇所の条件や当事業における複数年契約のメリット等について、入札事業者に対して、よく理解されていなかった点が大きな要因であると思われることから、入札説明会等を通して、その点がよく理解されるよう、引き続き説明してまいりたい。

5. パブリック・コメントについて

平成30年12月28日～31年1月10日まで意見募集を行い、2者から7件の意見等が寄せられ、うち6件（字句の修正、記入漏れによる追記等）について実施要項案の修正を行った。

以上